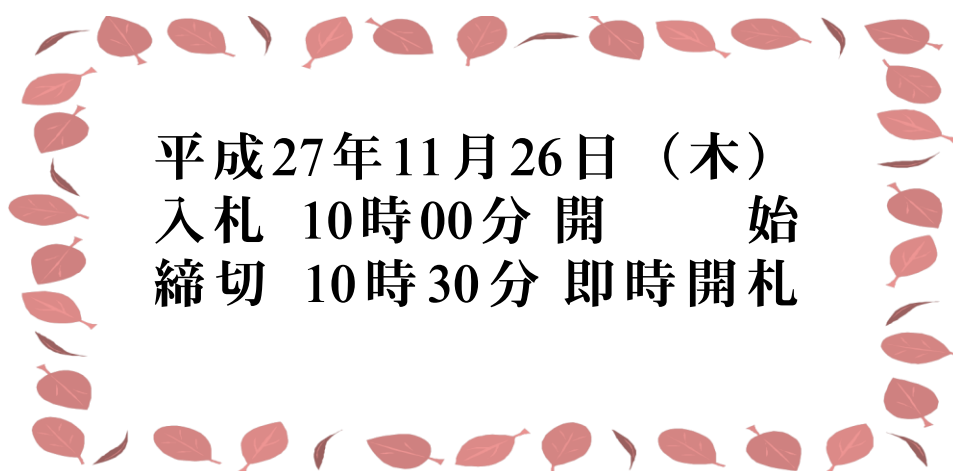


平成27年度  
第2回 立木公売公告

資格付一般競争入札のご案内



平成27年11月26日（木）  
入札 10時00分 開 始  
締切 10時30分 即時開札

常日頃、国有林材へのご愛顧を賜り誠に有り難うございます。  
今後も引き続き国有林野材のご利用をお願いいたします。

今回の立木販売は、  
分収造林の皆伐となっております。

入札条件を熟読のうえ、  
ご参加くださいますよう宜しくお願いいたします。

〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3923-1

利根沼田森林管理署

電話 0278(24)5535

FAX 0278(24)5562

## 第2回 立木公売公告

下記のとおり立木の競争入札を施行します。買受希望者は販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を遵守し入札してください。

### 1 入札及び開札の日時

平成27年11月26日(木)

- (1) 入札 10時00分開始 10時30分締切
- (2) 開札 締切後即時

### 2 入札及び開札場所

利根沼田森林管理署入札室

### 3 郵便入札

認めます。

- (1) 送付先

〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3923-1

利根沼田森林管理署 総務グループ

- (2) 到着期限

11月25日(水)17時00分必着

上記の期限以降後、到着したものは無効とします。

- (3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には

「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送りください。

### 4 入札物件

売払番号・物件所在地・伐採種(皆伐・間伐)・搬出期間・樹種・数量  
林齢・収穫面積については「販売物件明細書」のとおりです。

### 5 入札参加者の資格

平成27年度から平成31年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することができません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者

### 6 入札保証金

免除します。

但し、入札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格を取り消し、又は付与しないことがあります。

### 7 契約保証金

免除します。

### 8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入してください。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取り消しは認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税8%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されてい

るものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表されるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

### (1) 代理人の入札への参加

#### ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

#### イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

### (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

#### ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

#### イ 委任状を持参しない代理人のした入札

#### ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

#### エ 記名押印を欠く入札

#### オ 金額を訂正した入札

#### カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

#### キ 明らかに連合によると認められる入札

#### ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

#### ケ 入札時刻に遅れてした入札

#### コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反す行為が認められた入札

#### サ その他入札に関する条件に違反した入札

### (3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 今回の契約締結日は 平成27年12月2日（水） までとさせていただきます

## 1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約の締結日から起算して 20 日以内とします。

## 1 2 代金の延納

- (1) 1 件の売払契約代金が 150 万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和 24 年法律第 176 号）の定めるところにより認めます。（年利 0.91%）

納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365 日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 20 日以内とします。  
(3) 延納期限は、1,000 m<sup>2</sup>未満は 6 ヶ月以内、1,000 m<sup>2</sup>以上は 10 ヶ月以内とします。

## 1 3 物件の引き渡し

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 34 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 15 日以内とします。  
(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 34 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を利根沼田森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。  
(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 35 条に基づき、引渡領収書を利根沼田森林管理署長に提出して下さい。

## 1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：利根沼田森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

利根沼田森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tonenumata/index.html>

イ 契約書（案）：利根沼田森林管理署で閲覧して下さい。

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム > 公売・入札情報 > 林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、利根沼田森林管理署 業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

## 1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

## 1 6 お問い合わせ

不明な点は、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

利根沼田森林管理署 業務グループ(経営担当)

電話番号 0278-24-5535 FAX 番号 0278-24-5562

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

## 公売物件の現地案内

売払番号	林小班	期日	集合時間	集合場所	案内者
1 2 3	251ほ 253そ 254の・お	平成27年 11月16日(月)	午後 1時00分	相俣 森林事務所	首席森林官 永町博満

\* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

## 入札条件

1. 漸伐・択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、残余の立木の保護、その他当該森林の保護に努めなければなりません。
2. 物件を買受けた方は、伐採、搬出に際して労働安全衛生に十分配慮し、作業制限事項等を遵守のうえ作業を実施して下さい。
3. 搬出関係で保護樹帯を横断する場合は、100m の間に1箇所程度とし伐開巾は20m 以内として下さい。
4. 売払区域の内外を問わず作業道（自動車道）等を作設しようとする場合は別途申請書を提出し森林管理署長の承認を受けてから作設して下さい。
5. 搬出関係で幼齢造林地を通過する場合、支障木は最少限にとどめるよう計画をして下さい。
6. 以上のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守していただくこととなります。
7. 搬出において私有地を利用する場合、私有地との交渉は買受けた方が行ってください。
8. 土場の作設、ガードレールの撤去など公道を使用する場合は、道路占用許可を受けてください。

委 任 状 (例)

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日          平成    年    月    日
- 2 件            名
- 3 入札に関する一切の件

平成    年    月    日

住            所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

担当官  
長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 . . . . .
- 4 委任期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 5 受任者使用印鑑

使用印鑑

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

Ⓜ

担当官  
長

殿



# 入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

平成 年 月 日

分任契約担当官

森林管理(署・支署・事務所)長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人)

氏 名

印

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 「物件の引渡し」について

買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、「買受人立合いによる引渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」を特約する事としますので、ご協力願います。

この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなります。

- (1) 代金の全部（売払規程第 27 条第 2 項の規程による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった時、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条第 2 項の規程による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び当該違約金の納入）があった時、（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時）に引渡しがあったものとみなすものとする。
- (2) 買受人は前記(1)により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって、引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

## お知らせ

今回公売の分収造林契約箇所については、通常立木販売の代金納付とは異なる点がありますので、下記事項をご理解の上、入札に参加されますようお願い申し上げます。

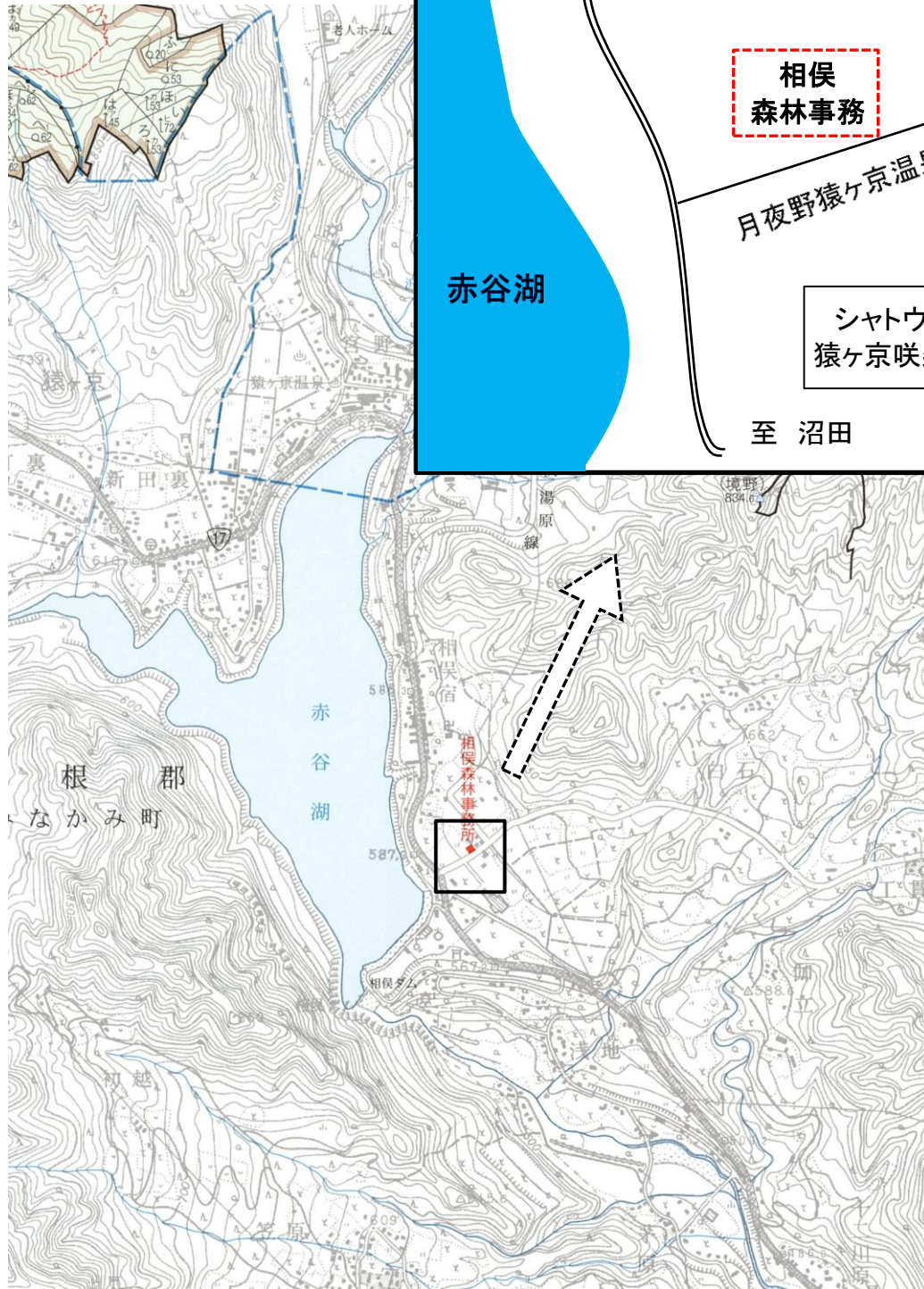
- ① 立木販売代金の内、官収分については、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
- ② 民収分については、分収林契約者の指定する金融機関口座への振込をお願いします。振込手数料については、立木を買受けた方の負担となります。

< < ヌ 毛 > >

<< 現地案内集合場所 : 相俣事務所 >>

集合日時 : 平成27年11月16日(月) 午後1:00

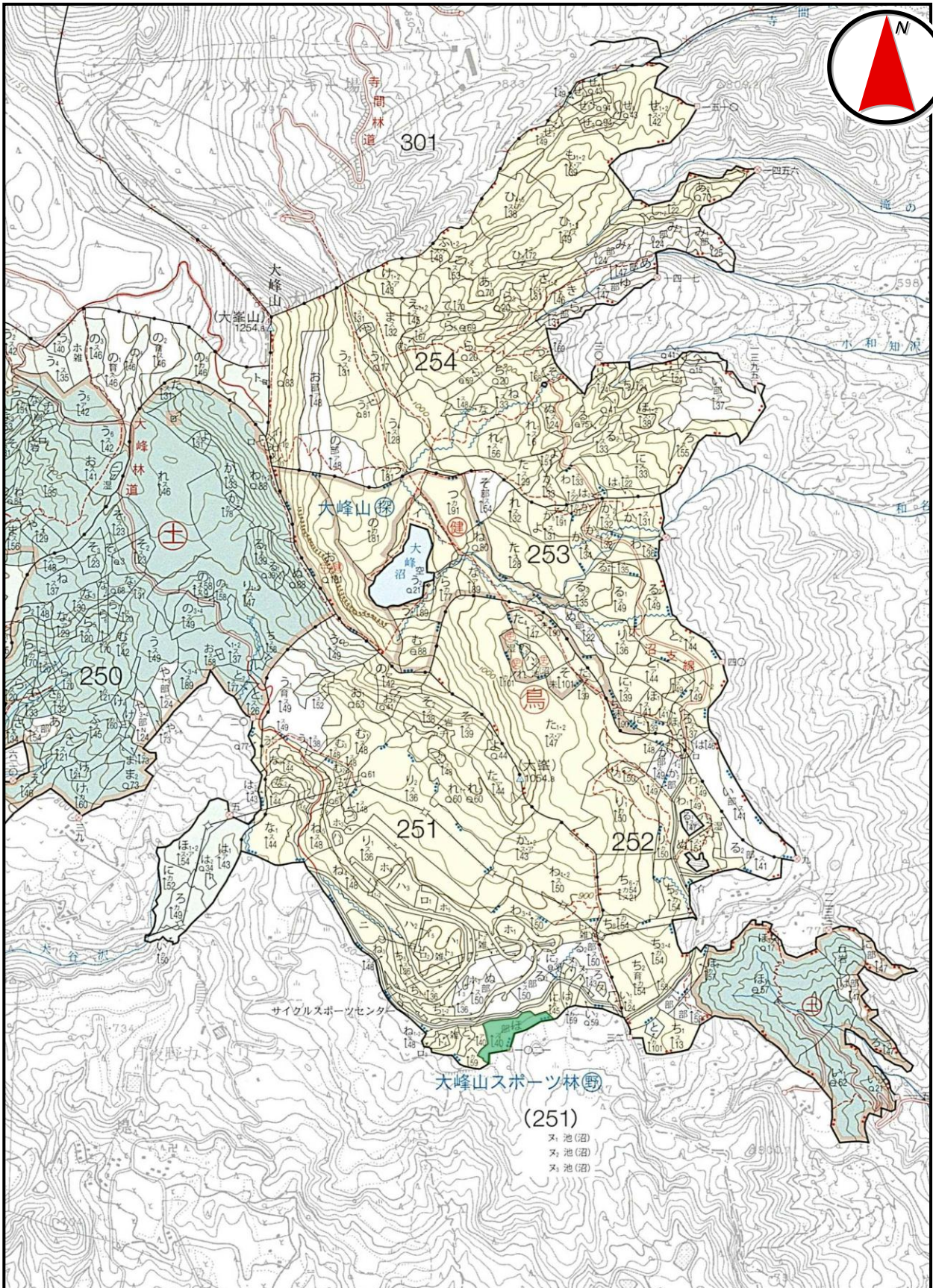
※ 沼田から進むと右手に  
ホテルシャトウが見えてきます。  
坂をのぼりきったところで右折



売払番号 1号

<< 物件位置図 >>

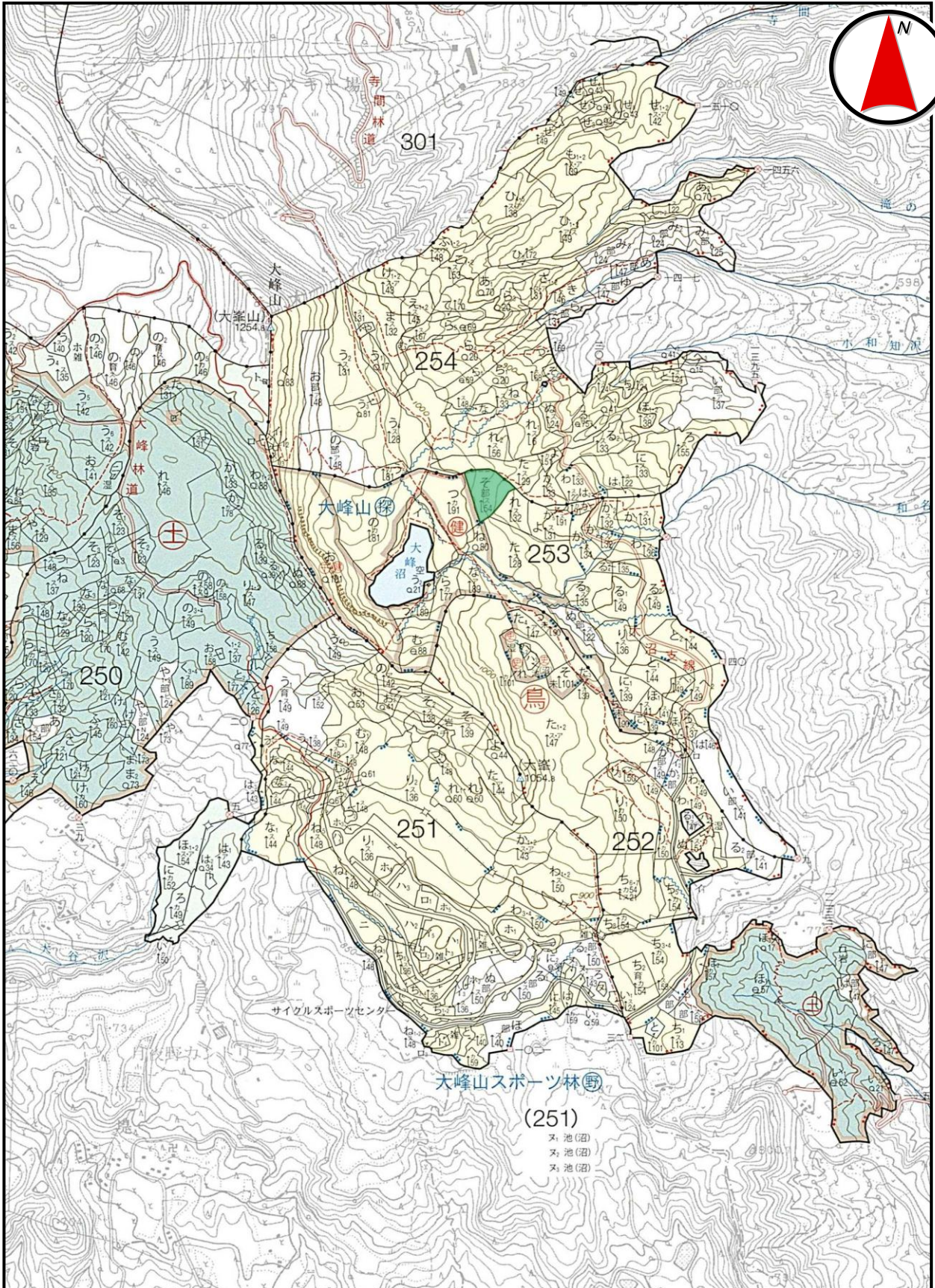
場所：群馬県みなかみ町羽場字大峰山国有林251ほ



売払番号 2号

<< 物件位置図 >>

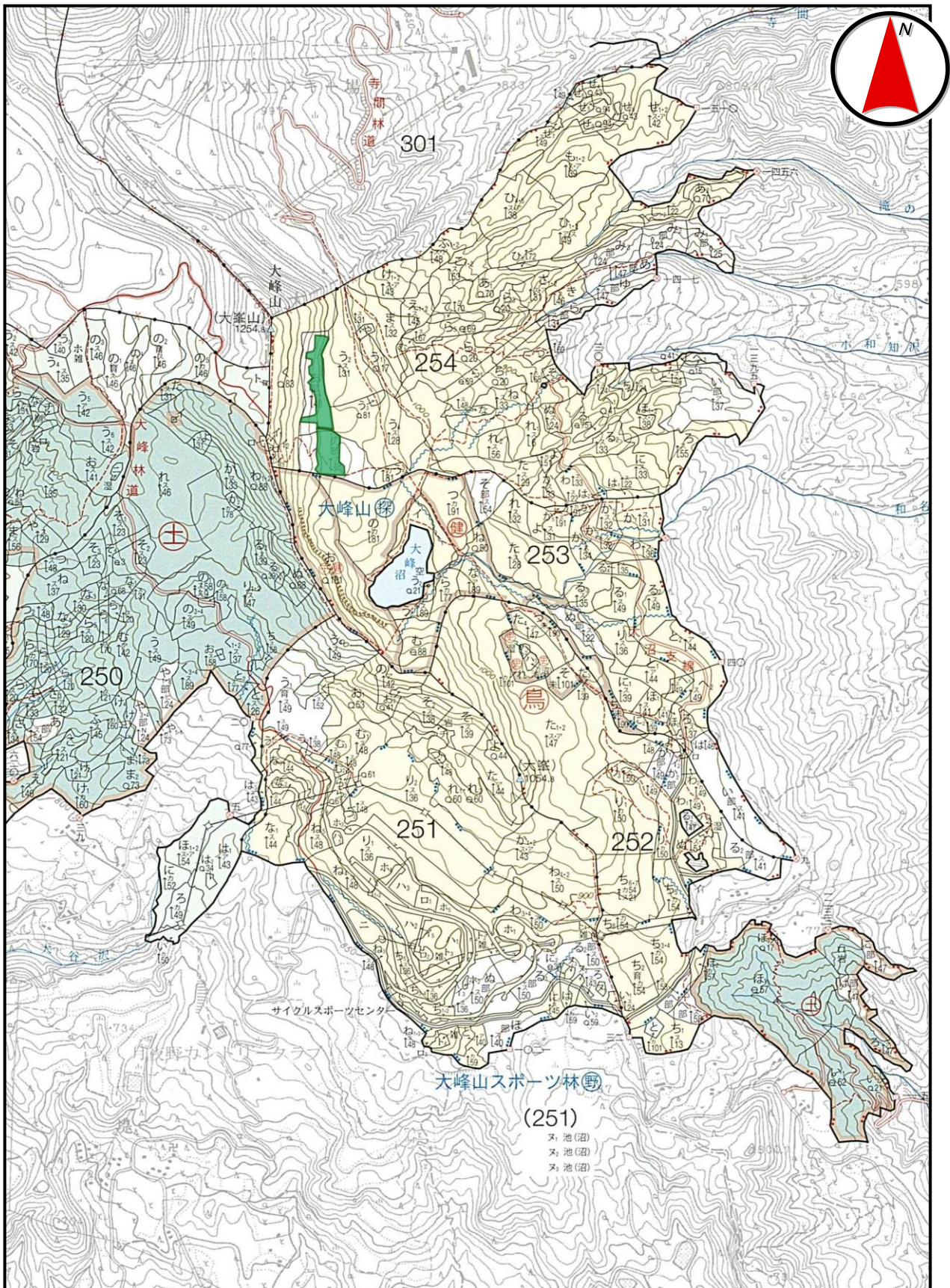
場所：群馬県みなかみ町小川字大峯山国有林253そ林小班



売払番号 3号

<< 物件位置図 >>

場所： 群馬県みなかみ町小川字大峯山国有林254の・254お



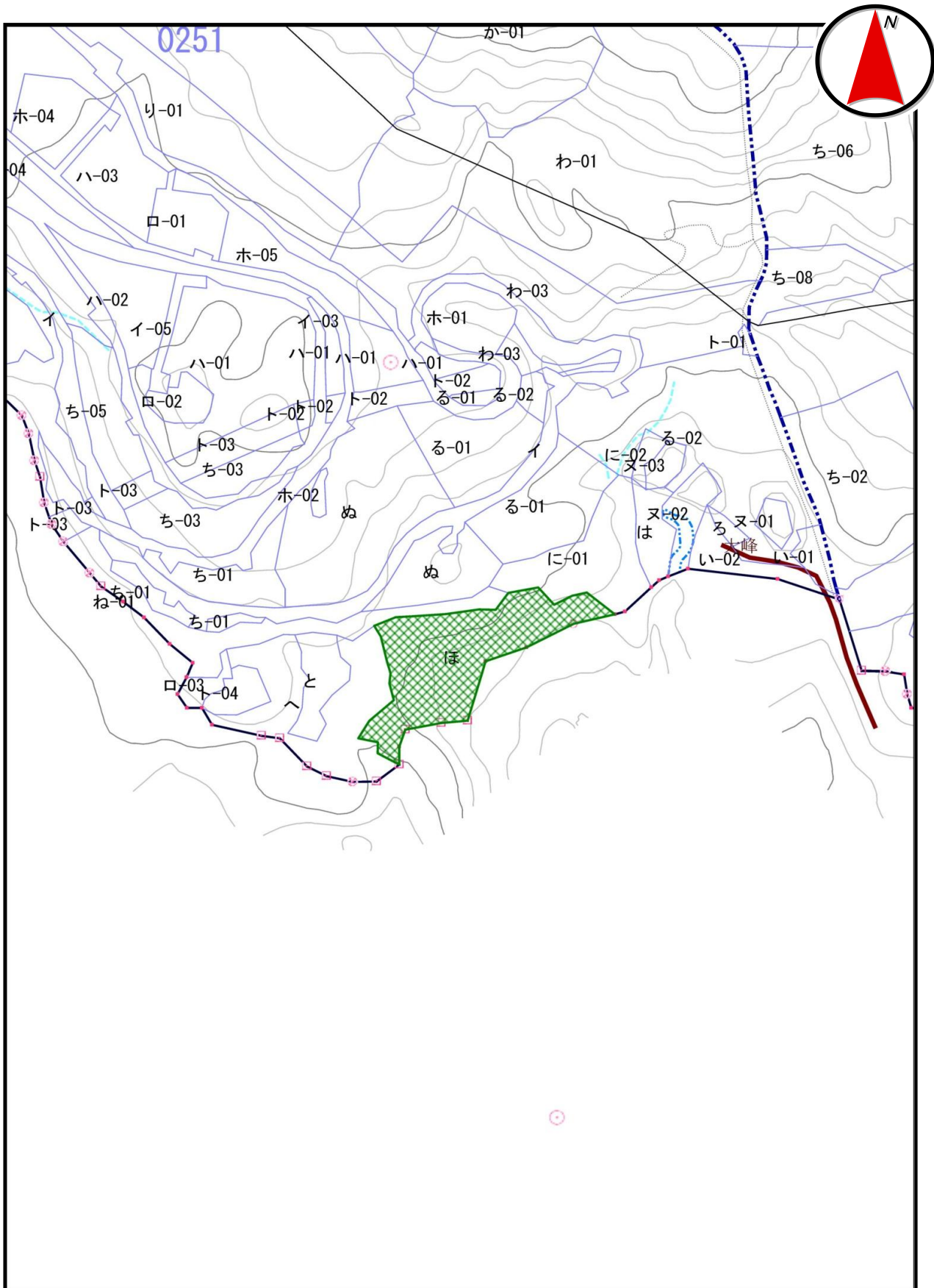




売払番号 1号

# << 物件位置図 >>

場所：群馬県みなかみ町羽場字大峰山国有林251ほ林小班



## 売 払 番 号 2 号

- |   |       |                          |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 物件所在地 | 群馬県みなかみ町小川字大峯山国有林253そ林小班 |
| 2 | 伐採方法  | 皆伐(分収造林)                 |
| 3 | 伐採面積  | 2.28 ha                  |
| 4 | 林 齢   | 59 年生                    |
| 5 | 搬出期限  | 36 ヶ月                    |
| 6 | 物件内訳  |                          |

樹種	種類	類別	本数(本)	材積(m³)	(搬出の条件)
スギ	生立木	一般用材	1,176	829.42	
ヒノキ	"	"	31	13.60	
カラマツ	"	"	164	138.58	
アカマツ	"	"	18	10.41	
モミ	"	"	1	1.65	
クリ	"	"	10	5.38	
ミズメ	"	"	4	2.06	
ホオノキ	"	"	1	0.69	
ミズメ	"	"	3	0.86	
一般材計			1,408	1,002.65	
スギ	生立木	パルプ用材	357	105.39	
ヒノキ	"	"	17	2.81	
カラマツ	"	"	89	31.87	
アカマツ	"	"	10	3.65	
モミ	"	"	2	0.55	
他L	"	"	426	33.87	
パルプ用材計			901	178.14	
合計			2,309	1,180.79	

### MEMO

3	
2	
1	

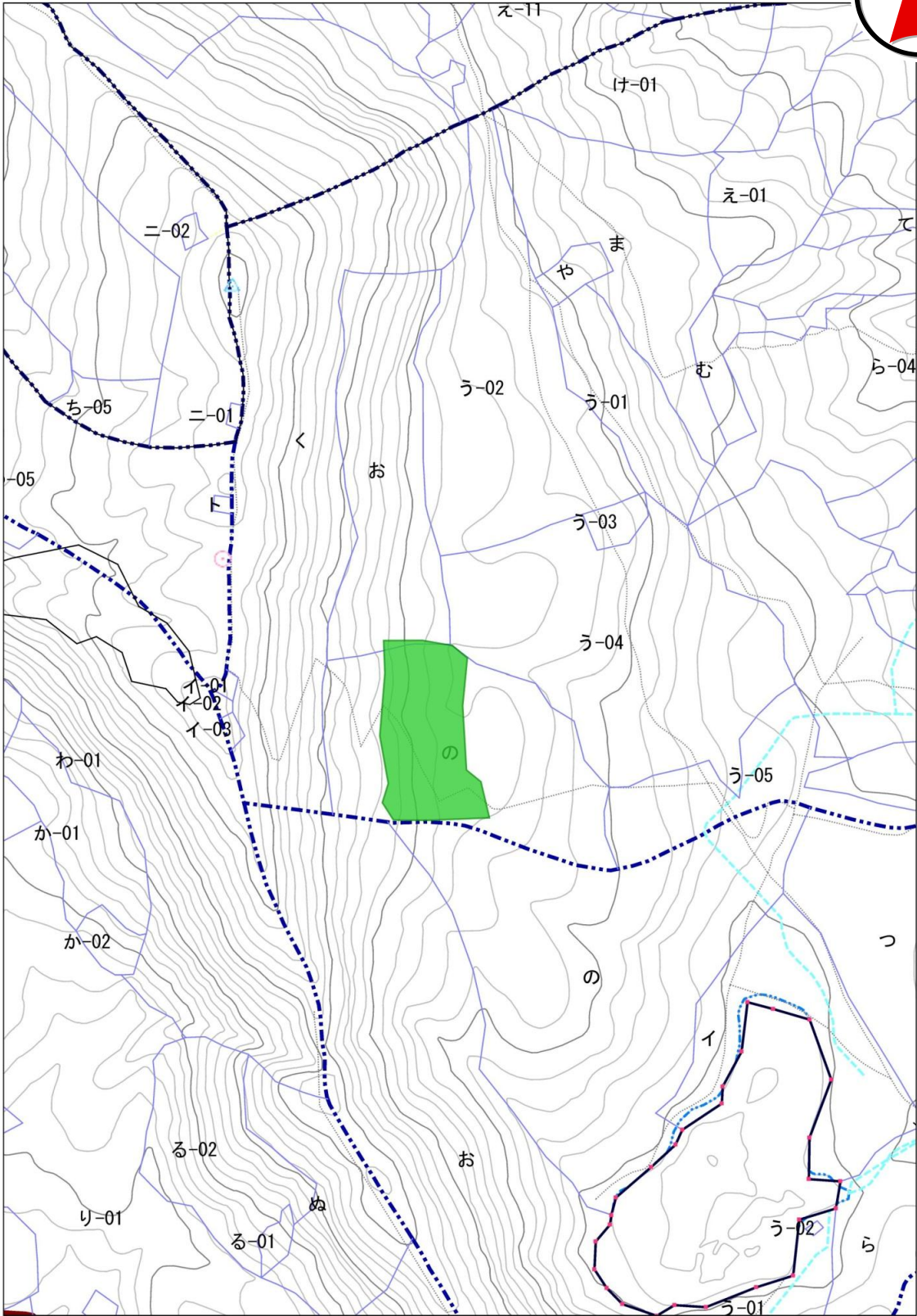
胸高 直径	一般用材樹種径級別内訳(本)															
	スギ	ヒノキ	カラマツ	アカマツ	モミ	クリ	ミズメ	ホオノキ	ミズキ							
20下	36	1	4	1												
22	54	4	4	1		1			1							
24	119	4	10			1			1							
26	151	7	22	1			1		1							
28	189	6	14	4		1										
30	182		18	1		3	1									
32	137	1	19	1		2	1									
34	107	2	24	3		1	1	1								
36	76		17	3												
38	55	3	10													
40	30		8	2												
42	22	2	6	1												
44	7	1	3													
46	2		2													
48	5		2													
50	3		1		1	1										
52																
54																
56	1															
58																
60																
62																
64																
66																
68																
合計	1,176	31	164	18	1	10	4	1	3	0	0	0	0	0	0	





<< 物件位置図 >>

場 所 : 群馬県みなかみ町小川字大峯山国有林254の・お林小班



売払番号 3 号

# << 物件位置図 >>

場 所 : 群馬県みなかみ町小川字大峯山国有林254の・お林小班

